

検討を加える。

(3) 文化財保存調査

文化財の保存・管理の最も基礎になるものは、文化財の所在の正確な把握であり、それにはまず基礎調査が必要である。従って、文化財基礎調査を更に計画的に実施し、調査資料の整備と記録の保存を図る。

特に、埋蔵文化財については、より正確な遺跡分布の状況をは握する必要があるため、調査のうえ市町村別に遺跡分布地図原図と遺跡台帳を整備する。更に、発掘調査に必要な調査員を年次計画をもって養成し、行政調査の増加に対応した人員の確保を図る。また、開発関係機関との事前協議のルールを確立し、遺跡保存を図るとともに、保存困難な遺跡については、その記録保存をするため、発掘調査体制を充実する。また、発掘調査のみでなく、将来の管理、活用をも考慮した、埋蔵文化財調査センターの設置について検討を進める。

第4項 文化財活用

1. 現状と課題

(1) 文化財愛護活動

文化財を守ることは、国民全体の義務であるといえる。しかし、その義務を現実に果たするためには、地域住民が地域の文化財に愛情をもつことが、何よりも大切である。

① 文化財愛護地域活動

文化庁では、全国的に文化財愛護モデル地区を指定し、文化財愛護地域活動の普及を図っている。指定を受けた市町村では、地域に即応した活動を活発に推進している。例えば

ア．文化財学習活動：文化財学級，文化財講演会，その他

イ．文化財諸行事：文化財映画会，文化財めぐり，文化財展示会及び写真展，その他

ウ．広報活動：文化財パンフレット，文化財通信，その他

② 文化財愛護活動の奨励，顕彰

文化財保護に関し、県では、文化財保護功労者表彰、団体表彰を行って、文化財愛護活動奨励のため顕彰している。

③ 文化財研修バス

県では、直接文化財に接し、肌を通して文化財に対する理解を深めるとともに、祖先の遺産を通じて郷土愛を高め、文化財愛護思想の普及と保存活用の推進を図る目的で、「文化財研修バス」を昭和49年度より運行している。

しかし、文化財を県民共有の尊い財産として愛護、活用する意識は、全体的には低く、個人の専有物として消失、汚損されるなどの例は少なくない。

従って、今後は、県民の文化財に対する認識を深め、文化財愛護精神の高揚を図るための施策を推進する必要がある。

(2) 文化財公開

文化財の公開は、所有者が所在の場所で公開するのが望ましいが、常時公開することのできないものもある。民家の場合は、系統的に移築保存するとともに、民家博物館等としての公開も必